明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務六八）　一
○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六九）　三
〔官庁報告〕
法　務
決定（最高裁判所）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
令和二年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、税理士登録者関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　四

省令

○総務省令第六十八号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第四項第二号、第九条第二号ロ及び第十二条第三項の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十三日

総務大臣　武田　良太